

静岡県告示第7号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、清水港臨港地区内の分区につき下記のとおり変更する。

その関係図面は、静岡県交通基盤部港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年1月6日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

分区名	変更前	変更後	増 減	備 考
工業港区	約246.1ha	約244.6ha	約1.5ha減	工業港区からマリーナ港区へ変更
マリーナ港区	約 1.4 ha	約 2.9 ha	約1.5ha増	